

令和 8 年度「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」運営
及び海外企業誘致プロモーション業務
企画提案説明書（募集要領）

1 業務名

令和 8 年度「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」運営及び海外企業誘致プロモーション業務

2 業務内容

企画提案説明書（仕様書）のとおり。

3 参加意向申出書（様式 1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記とおり参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式 1）
- (2) 提出方法 電子データをメールにより提出すること。
- (3) 提出先 下記「13 参加意向申出書／企画提案書の提出先及び問い合わせ先」のとおり。
- (4) 提出期限 下記「5 スケジュール」(3) のとおり。
- (5) その他 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

4 企画提案書の提出

(1) 提案内容

令和 8 年度「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」運営及び海外企業誘致プロモーション業務 企画提案説明書（仕様書）のとおり。

(2) 提出書類

- ・ 下記ア～エについて、電子データをメールにより提出すること。

ア 企画提案申込書（様式 2）

イ 企画提案者概要（様式 3）

ウ 企画提案書（自由様式）

※業務実施体制、スケジュールが確認できる内容とすること。分量は添付資料等も含めて、最大で A 4 版 15 ページ程度までとする。添付資料を追加する場合は、極力 A 4 版とすること。

エ 積算書（自由様式）

※積算根拠については「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価及び工数がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画提案書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

- ・ 札幌市の競争入札資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、下記の書類も提出すること

オ 申出書（様式 5）

カ 登記事項証明書

（写し可、参加申込書の提出日から 3 ヶ月前の日以降に発行されたもの）

(3) 提出方法 電子メール

(4) 提出先 下記「13 参加意向申出書／企画提案書の提出先、問い合わせ先」のとおり。

(5) 提出期限 下記「5 スケジュール」(4)のとおり。

5 スケジュール

(1) 公示：令和 8 年 3 月 10 日（火）

(2) 質問受付期間：令和 8 年 3 月 10 日（火）～令和 8 年 3 月 16 日（月）
17 時 00 分まで

(3) 参加意向申出書の提出期限：令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時 00 分まで

(4) 企画提案申込書・企画提案者概要・企画提案書・積算書の提出期限：
令和 8 年 3 月 19 日（木）17 時 00 分まで

(5) 参加資格審査結果通知：令和 8 年 3 月 23 日（月）（予定）

(6) プレゼンテーション審査：令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）

(7) 審査結果・選定事業者の決定：令和 8 年 3 月下旬（予定）

(8) 契約締結：令和 8 年 4 月 1 日（水）（予定）

6 参加資格

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されており、かつ次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全なものでないこと。

イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

エ 共同請負を認めるときは、当該共同請負人がそれぞれ単独で又は他の者と共同して参加していないこと。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点をもつものであること。

キ 法人税、消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

(2) 札幌市競争入札参加資格者ではない者にあつては、(1)の要件を満たすほか、

次の①から⑤のいずれにも該当しないものであること。

- ① 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - エ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ② 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者

なお、個人での実績高を含むこととする

④ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

⑤ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式4）に質問の要旨を記入し、財団宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名及びメールアドレスは以下とすること。

※電子メールの件名：【質問書】令和8年度「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」運営及び海外企業誘致プロモーション業務

※電子メールアドレス：info@sec.or.jp

(2) 質問受付期間

上記「5 スケジュール」(2)のとおり。

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。その他、企画提案を募るうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する場合がある。

8 参加資格審査結果の通知

上記「5 スケジュール」(5)に従い、個別に通知する。

9 予算上限額

42,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

10 企画提案の選定方法

(1) 審査

上記「4 企画提案書の提出」で求めた書類により審査を行うこととし、財団職員及び外部有識者からなる令和8年度「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」運営及び海外企業誘致プロモーション業務 公募型企画競争入札実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、下記「10 評価の視点」

により総合的に審査する。

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても最低基準点を超えたときに、契約候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

実施委員会による審査の結果は速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。提案者が1社のみであっても、実施委員会が定める最低基準点を超えている場合は、契約候補者とする。なお、全企画提案者が最低基準点以下であった場合は、契約候補者の選定は行わないものとする。

(3) 契約の相手方について

契約の相手方は、実施委員会の審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とししない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容は、選定後に財団との交渉を通じて決定する。

11 評価の視点

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制

- ・業務を円滑に進めるために、業務責任者が適切な経歴を有するとともに、業務を円滑に進めるのに必要かつ十分な体制か。
- ・全体のスケジュールや予算配分が適切であるか。

イ 類似業務実績

- ・対日直接投資誘致に関する知見を示す、類似業務の実績を相応に有しているか。
- ・適切な機関・業界などの有識者などとの連携が見込めるか。

(2) 企画提案内容

ア 企画提案全般（本業務の背景、目的及び内容の理解）

- ・本業務の背景、目的及び内容を理解したうえでの提案となっているか。
- ・仕様書に記載する項目が網羅され、各項目に対する提案が具体的にっており、その内容に妥当性があるか。

イ 相談業務（窓口機能）

- ・窓口運営に必要な関係団体等との人脈やネットワークを保有し、業務遂行に向けた効果的な連携促進が可能であるか。
- ・海外ビジネスに深い知見があり、札幌市への進出を検討している海外

- 企業等からの相談や問い合わせに対し、英語で対応することが可能か。
- これまでの市の海外企業誘致に関する施策等、本業務に関連する取組について深く理解しているか。

ウ ビジネスマッチング支援

- ローカル企業とのネットワークを有するとともに、企業に対する企画および提案の実務経験がある等、海外企業とローカル企業とのビジネスマッチングや商談などを円滑に進めることができるか。
- ローカル企業と海外企業との継続的なビジネスマッチングを実現できる仕組みが提案されているか。

エ 情報発信

海外企業誘致に資する情報発信が期待できる提案を行っているか。類似 SNS 等の WEB メディアの運用経験がある等、提案内容の実現が現実的と判断されるか。

オ 海外企業誘致プロモーション業務

- 海外企業や地域支援機関、海外の主要都市のキーパーソンとの間に幅広いネットワークを保有し、コーディネーター、プロデューサーとしての能力を持っているか。
- サイドイベント等の実施について適切な提案がなされているか。また、提案内容の実現が現実的と判断されるか。
- 海外企業の招聘及びアテンドについて提案がなされているか。また、提案内容の実現が現実的と判断されるか。

カ 独自提案について

- 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか（ア～オ以外の事柄）。

12 評価の配点（100 点満点）

項目	満点
(1) 業務遂行能力全般	
業務遂行体制	10
類似業務実績	5
(2) 企画提案内容	
企画提案全般（本業務の背景、目的及び内容の理解）	10
相談業務（窓口機能）	20
ビジネスマッチング支援	20
情報発信	5
海外企業誘致プロモーション業務	20
独自提案について	10

13 参加意向申出書及び企画提案書の提出先、問い合わせ先

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 プロジェクト推進部(担当: ただき但木、ほん洪)

TEL : 011-817-8911 Eメール : info@sec.or.jp